



府 食 第 1 6 3 号

平成 2 5 年 3 月 1 4 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成 2 3 年 4 月 1 9 日付け厚生労働省発食安 0 4 1 9 第 8 号をもって貴省から当委員会に意見を求められたクエン酸三エチルに係る食品健康影響評価について、平成 2 5 年 2 月 2 2 日開催の食品安全委員会添加物専門調査会(第 1 1 5 回会合)における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、平成 2 6 年 3 月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成 2 6 年 3 月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

クエン酸三エチルの食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	添加物「クエン酸三エチル」について、「添加物に関する食品健康影響評価指針」（2010年5月食品安全委員会）に準拠した遺伝毒性試験（微生物を用いる復帰突然変異試験、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験及びげっ歯類を用いる小核試験）成績を提出すること。	クエン酸三エチルの安全性評価に必要であるため。
2	1979年のJECFA第23回会合における添加物「クエン酸三エチル」の評価に用いられた以下の試験成績を入手し、提出すること。 <ul style="list-style-type: none">・ ラットによる2年間反復投与毒性試験成績（LaWall & Harrison（1954）の報告）・ イヌによる6か月反復投与毒性試験成績（Hodge（1954）の報告）	同上
3	上記1～2に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上